

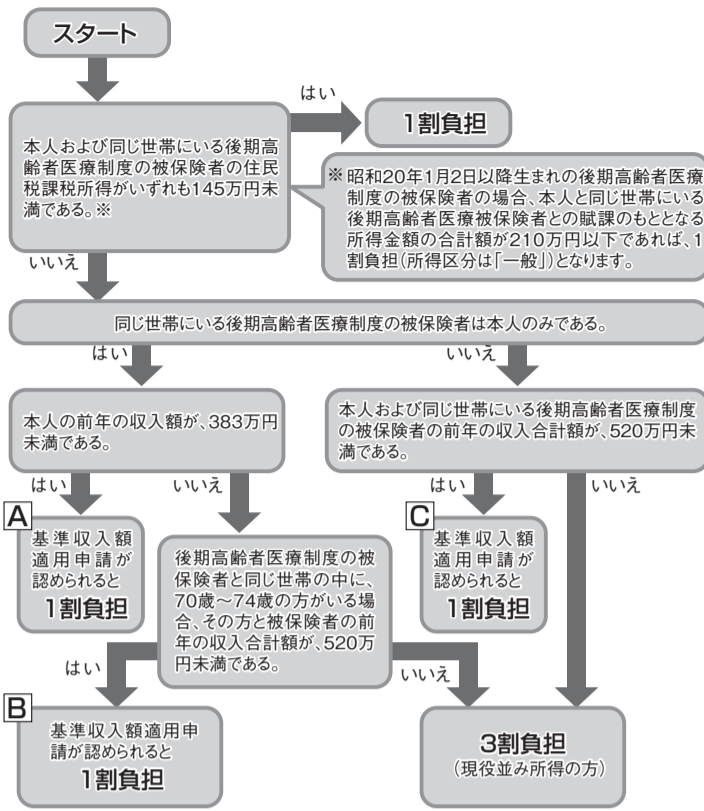
後期高齢者医療制度 毎年8月に自己負担の割合を見直します

医療機関などで支払う医療費の自己負担（一部負担金）の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税課税所得（市・民税・都・民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

◎自己負担の割合の判定基準
「1割」は、27年中の収入で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額で、対象と思われる方には、申請書を送付しています。申請書が届いた方は、7月中旬に保険年金課高齢者医療係（市役所1階）に申請してください。詳しくは同係 ☎470・7846へ。

「3割」と判定された方でも、「収入額」が基準額未満の方は、申請をして認定されると、「1割」になります。なお、この「収入額」は27年中の収入で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

「自己負担の割合」の判定の流れ



A B C に該当する方は申請してください。



国民年金 過去2年間に 国民年金保険料の 未納期間がある方へ

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

26年4月から、免除申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができるようになります。また、28年度の免除の受け付けは7月1日から開始し、28年7月～29年6月の期間を対象として審査します。免除申請が可能な期間の例
Ⅱ 28年7月に申請する場合、26年6月分～29年6月分

と、障害年金などを受け取れなくなる場合があります。▼申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。▼学生であった期間に適用できるのは、「学生納付特例制度」という猶予制度に限られ、免除申請は利用できません。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。



マル都医療券 (人工透析に係る医療費助成) の更新手続きについて

「マル都医療券(人工透析に係る医療費助成)」をお持ちの方で、引き続き医療費助成を受けたい方は、更新手続きが必要となります。更新に必要な書類は、手続をした日からになりますので、ご注意ください。

第十小学校の子どもたちが 「交通安全子供自転車東京大会」 に出場しました



第十小学校の子どもたち

第十小学校の子どもたちが、5位となり、前回大会に引き続き、素晴らしい成績を収めました。

自転車安全利用五則

①自転車は車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る。飲酒運転・2人乗り・並進の禁止。夜間はライトを点灯。交差点での一時停止と安全確認・信号順守
⑤子どもはヘルメットを着用

市立保育園のパート保育士・ 臨時保育士の登録を募集しています

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休などの代替としての臨時保育士の登録を随時受け付けています。



①パート保育士Ⅱ勤務時間
午前7時～9時の間の1～2時間と、午後4時半～6時半の間の1～2時間(はくさん、しんかわ、ちゅうお)

社会保険労務士 による 無料相談会

【日時】7月27日(水) 午後1時半～4時
【会場】市役所1階屋内ひろば
【相談内容】年金、社会保険(健康保険、雇用保険、介護保険)、労働問題(賃金未払い、解雇など)
【定員】5人
【費用】無料
【当日直接会場へ。詳しくは生活文化課 ☎470・7738へ。】

8月の お気軽に 無料相談



相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	3日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	7月28日(木)	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
	10日(水)				8月12日(金)	
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	3日(水)	午後1時から	市役所2階相談室	司法書士	7月29日(金)	
表示登記・土地の境界等相談(5人)				土地家屋調査士		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(4人)	10日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	行政書士	8月4日(木)	
税務相談(5人)	午後1時から	税理士				
人権・身の上相談(4人)	17日(水)	午後1時半から	市役所2階相談室	人権擁護委員	8月12日(金)	
不動産取引相談(5人)	午後1時から	宅地建物取引士				
交通事故相談(5人)	24日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	8月18日(木)	
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)				社会保険労務士		
女性の悩みごと相談(各日3人)	1日(月)	午前10時～午後1時	男女平等推進センター	女性カウンセラー	7月20日(水)	午前9時から電話で同センター ☎472・0061
	8日(月)	午後1時半～4時半			8月3日(水)	
女性弁護士による法律相談(3人)	5日(金)	午前9時半～午後0時半	男女平等推進センター	女性弁護士	7月22日(金)	
経営相談	平日	午前10時～午後4時		東久留米市商工会	前日までに	

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談(第100回)	5日(金)	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667
			滝山相談室(西中学校隣)		滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	12日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	10日(水)			知的障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日	午前9時～午後5時	市役所1階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	8月は実施しません				
消費者相談 ※電話相談可。	平日	午前10時～正午、午後1時～4時	生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	8月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問	希望する方は右記へ		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741